

2011. 07. 14.

## 長良川河口堰検証第1回専門委員会資料

### 議題 (1), (2) に関わる討議資料

### 環境に関わる専門家委員会審議の進行 (案)

#### 1. 目的

河口堰の建設と運用に伴う環境と生物相の変化については、事業者側及び建設による環境変化に懸念を持つ側により、膨大な資料が集積されている。本委員会ではそれらの議論を総括し堰の環境影響の実態を明らかにする。また、開門に伴う環境の改善及び悪化の懸念を、現在まで集積された知識の範囲で科学的に判定する。

#### 2. 環境影響の総括

##### 2-1. 検討課題

事前に懸念された環境影響について、1) 変化の実態、2) 河口堰建設と運用との因果関係の有無、3) 被害の深刻性、不可逆性、代償措置の成否を整理する。

環境影響については、当委員会が利害者の立場から設置されていることを考慮し、ア) 水質（浮遊藻類の発生、貧酸素水塊の形成）、イ) 底質への影響など、水道水源の適格性を主とした課題を中心とするが、愛知県・名古屋市の利水目的のために、長良川河口堰周辺の環境に大きな負担をかけたことを考慮し、底生生物、魚類等地元漁業環境への影響についても、可能な限り課題として取り上げる。

##### 2-2. 手順

- 1) 座長は、会議の2週間前に、専門委員会に、具体的な検討課題（対象; 2-1 のア～イ）と検討範囲（2-1 の 1～3）から成る影響評価のためのマトリックスを示し、委員の了解を取る。
- 2) 会議では、立場の異なる調査主体から 1) のマトリックスを埋めるための、30分程度のプレゼンテーションと聞き取りを行う。プレゼンテーションの候補者としては、  
山内克典氏（元岐阜大学教授・長良川下流域生物調査団団長）  
水資源開発公団・中部支社  
をお願いしたい。
- 3) プレゼンテーションと聞き取りに基づき、委員は、各課題について、
  - ①変化は認められるかについて、有り、無し、資料不足を判定する。
  - ②因果については、有り、無し、資料不足を判定する。
  - ③深刻性、不可逆性、代償措置の成否はについては、一時的、地域的で軽微なものか、河口域生態系の成り立ちや人の生活に深刻な影響を及ぼし代償不可能なものか判断する。資

料不足との判定もありうる。

### **2-3. 委員会判断基準と提言**

各判定項目については、データ、他の水域での類例等の証拠がある見解のみを採用する。資料不足により、判定が不可能な項目については、暫定的に、将来の最大の被害と危険性を想定した判断を採用し、報告書をまとめる。

未調査の、又は、不確実性の大きい項目については、愛知県・名古屋市の環境、水道部局による現地調査案を提言する。

## **3. 開門に伴う環境影響**

### **3-1. 検討課題**

2-1. の課題で、1) 具体的な変化が生じ、2) 河口堰との因果が有るか又は不明で、かつ3) 深刻で不可逆的な変化が生じるかまた将来その可能性があるかと判断された項目について、ゲートの開門が改善効果があるかどうか検討する。

開門の効果は、ア) 全面的な開放に加え、イ) 順流時のみ開門、ウ) 回遊魚種の溯上・降下時の季節の開門、エ) 浮遊藻類発生や貧酸素水塊発生時の臨時対応等広く検討する。

### **3-2. 手順**

1) 座長は、会議の2週間前に、専門委員会に、開門に伴う改善と悪化の具体的な項目と対策の検討範囲(3-1の3ア～エ))のマトリックスを示し、委員の了解を取る。

2) 委員会は、2-2. 3) の作業の後、対策毎に開門の効果と悪化の懸念をまとめる。

### **3-3. 委員会判断と対応**

各判定項目については、現段階での、蓋然判断であることを明記し、生起の可能性の大小についても言及する。判断は、因果の連鎖の科学的な説明がなされねばならない。

資料不足により、判定が不可能な項目については、暫定的に、将来の最大の被害と危険性を想定した判断を採用し、報告書をまとめる。

不確実性の大きい項目については、愛知県・名古屋市の環境、水道部局による追加調査を提言する。また、開門後の環境モニタリング計画を利水者の立場から提案する。

## **4. その他**

### **4-1. 会期**

環境問題に関わる議論は、1.5～2回の会議時間を要する。第1回の会議後、座長は、暫定的な報告書をまとめ、第2回の会議で、環境に関わる専門委員会答申案を確定する。

### **4-2. 住民意見の聴取**

河口堰の環境影響については、様々なグループが長期間の調査を実施しており、それらの情報も取り入れた報告書にしたい。そのため、会議の中で、傍聴者意見を聴取する時間を設ける。時間は、3分/人、各回5～10名程度とする。意見は、当該の会議の議事に関わることに限定する。

文書による意見も、PT会議に順次、愛知県HPに掲載する。